

2023年8月23日

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.12」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」認定基準では、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用した製品については、使用済の製品を回収してマテリアルリサイクルすることが要件として定められているが、製品を構成する部品等のうち重量比が小さく、製品機能上求められるものについては適用を除外するよう、認定基準の部分的な改定を行う。

2. 改定箇所 (追加：下線部)

4-1-1 省資源と資源循環

(3)ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用した製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。

~~なおただし、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用した製品であつても、~~使用期間が平均して20年以上の製品、製品に含まれるプラスチックの重量に占めるポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの重量割合が5%以下の製品、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める特別管理産業廃棄物、および「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」または「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に係る放射性廃棄物については、本項目の適用を除外する。

3. 改定日：2023年9月1日

以上